



# 秋田県公報

## 目次

告示

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(三三六・分権改革推進室).....	1
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正の廃止(三三七・分権改革推進室).....	15
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(三三八・分権改革推進室).....	15

## 告示

### 秋田県告示第三百三十六号

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号。以下「条例」という。)第十二条第二項(条例第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり市町村が権限移譲対象事務又は經由事務を処理することとし、平成十八年四月一日から施行する。

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第五十二号)は、廃止する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

第一 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等

一 条例別表第一に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
--------	---------------

市町村の名称	羽後町	平成十八年四月一日
	二 条例別表第二に定める事務	
市町村の名称	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	一 羽後町	平成十七年十月一日
市町村の名称	二 潟上市	平成十八年四月一日
	三 条例別表第四に定める事務	
市町村の名称	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	一 男鹿市	平成十七年四月一日
市町村の名称	二 羽後町	平成十七年十月一日
	三 湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市	平成十八年四月一日
市町村の名称	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	一 男鹿市	平成十七年四月一日
市町村の名称	二 横手市、羽後町	平成十七年十月一日
	三 湯沢市、潟上市、大仙市、藤里町	平成十八年四月一日
市町村の名称	五 条例別表第八に定める事務	市町村が処理を開始する期日

十 条例別表第十三に定める事務	羽後町	市町村の名称	平成十八年四月一日
	市町村が処理を開始する期日		
九 条例別表第十二に定める事務	三	湯沢市、潟上市、大仙市、藤里町	平成十八年四月一日
	二	横手市、羽後町	平成十七年十月一日
	一	男鹿市	平成十七年四月一日
		市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
八 条例別表第十一に定める事務	二	潟上市	平成十八年四月一日
	一	横手市、羽後町	平成十七年十月一日
		市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
七 条例別表第十に定める事務	羽後町	市町村の名称	平成十七年十月一日
	市町村が処理を開始する期日		
六 条例別表第九に定める事務	秋田市	市町村の名称	平成十七年四月一日
	市町村が処理を開始する期日		

三	横手市、北秋田市	市町村の名称	平成十八年四月一日
	二	羽後町	平成十七年十月一日
	一	藤里町	平成十七年四月一日
十二 条例別表第十七に定める事務	秋田市、大館市	市町村の名称	平成十七年四月一日
	市町村が処理を開始する期日		
十一 条例別表第十六に定める事務	二	横手市、鹿角市、潟上市	平成十八年四月一日
	一	羽後町	平成十七年十月一日
		市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
四	能代市	市町村の名称	平成十八年三月二十一日
	三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
	二	仙北市	平成十七年九月二十日
	一	市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	市町村が処理を開始する期日		

市 町 村 の 名 称	十九 条例別表第二十三に定める事務			市 町 村 の 名 称	十四 条例別表第十九に定める事務	
	二 由利本荘市、大仙市	一 鹿角市	市 町 村 の 名 称		市 町 村 の 名 称	秋田市
市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	
	十八 条例別表第二十二に定める事務			北秋田市、羽後町		
市 町 村 の 名 称	十七 条例別表第二十一の二に定める事務		市 町 村 の 名 称	十六 条例別表第二十一に定める事務		
	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称		市 町 村 の 名 称	横手市、北秋田市、羽後町	
市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	
	十五 条例別表第二十に定める事務			横手市、北秋田市、羽後町		
市 町 村 の 名 称	十四 条例別表第十九に定める事務		市 町 村 の 名 称	十三 条例別表第十八に定める事務		
	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称		市 町 村 の 名 称	横手市、北秋田市、羽後町	
市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	

市 町 村 の 名 称	二十 条例別表第二十六に定める事務				市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称		
市町村が処理を開始する期日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日
	二十一 条例別表第二十七に定める事務					
市 町 村 の 名 称	二十 条例別表第二十六に定める事務		市 町 村 の 名 称	十九 条例別表第二十五に定める事務		市町村が処理を開始する期日
	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称		市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	
市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
	二十二 条例別表第二十八に定める事務					
市 町 村 の 名 称	二十一 条例別表第二十七に定める事務		市 町 村 の 名 称	二十 条例別表第二十六に定める事務		市町村が処理を開始する期日
	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称		市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	
市町村が処理を開始する期日	平成十七年十月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日
	二十三 条例別表第二十九に定める事務					
市 町 村 の 名 称	二十二 条例別表第二十八に定める事務		市 町 村 の 名 称	二十一 条例別表第二十七に定める事務		市町村が処理を開始する期日
	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称		市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	
市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日

二十六 条例別表第三十に定める事務			二十三 条例別表第二十八の二に定める事務		
二 横手市	一 羽後町	市 町 村 の 名 称	二 湯上市	一 羽後町	市 町 村 の 名 称
平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	市町村が処理を開始する期日
二十六 条例別表第三十に定める事務			二十四 条例別表第二十九に定める事務		
二 にかほ市	一 大館市、男鹿市、鹿角市、湯上市、大仙市、仙北市、五城目町、羽後町	市 町 村 の 名 称	二 湯上市	一 羽後町	市 町 村 の 名 称
平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	市町村が処理を開始する期日
二十五 条例別表第二十九の二に定める事務			二十三 条例別表第二十八の二に定める事務		
二 湯上市	一 羽後町	市 町 村 の 名 称	二 湯上市	一 羽後町	市 町 村 の 名 称
平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年四月一日	平成十七年十月一日	市町村が処理を開始する期日

二十七 条例別表第三十一に定める事務							二十八 条例別表第三十二に定める事務	
四 にかほ市	三 大館市、男鹿市、湯上市、大仙市、五城目町	市 町 村 の 名 称	一 市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	二 仙北市	三 横手市、にかほ市	四 三種町	五 能代市	六 八峰町
平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十七年四月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年十月一日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十一日	平成十八年三月二十七日
二十七 条例別表第三十一に定める事務							二十八 条例別表第三十二に定める事務	
四 にかほ市	三 大館市、男鹿市、湯上市、大仙市、五城目町	市 町 村 の 名 称	一 市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	二 仙北市	三 横手市、にかほ市	四 三種町	五 能代市	六 八峰町
平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十七年四月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年十月一日	平成十八年三月二十日	平成十八年三月二十一日	平成十八年三月二十七日

市 町 村 の 名 称	二十九 条例別表第三十三に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
能代市	三十 条例別表第三十四に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
能代市	三十一 条例別表第三十五に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
能代市	三十二 条例別表第三十六に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
能代市	三十三 条例別表第三十七に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
能代市	三十四 条例別表第三十八に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

三十九 条例別表第四十三に定める事務	能代市	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三十八 条例別表第四十二に定める事務	能代市	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三十七 条例別表第四十一に定める事務	二 大館市、北秋田市、藤里町、羽後町	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三十六 条例別表第四十に定める事務	一 能代市	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三十五 条例別表第三十九に定める事務	二 北秋田市、羽後町	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三十四 条例別表第三十八に定める事務	一 小坂町	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三十三 条例別表第三十七に定める事務	二 五城目町、羽後町	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

四十三 条例別表第四十六の二に定める事務	四	潟上市	平成十八年十月一日
	三	鹿角市、大仙市、北秋田市、五城目町	平成十八年四月一日
	二	横手市	平成十七年十月一日
	一	藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称			
市町村が処理を開始する期日			
四十二 条例別表第四十六に定める事務			
秋田市	平成十七年四月一日		
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日		
四十一 条例別表第四十五に定める事務			
二	羽後町	平成十八年十月一日	
一	秋田市	平成十七年四月一日	
市 町 村 の 名 称			
市町村が処理を開始する期日			
四十 条例別表第四十四に定める事務			
三	五城目町、羽後町	平成十八年四月一日	
二	能代市	平成十八年三月二十一日	
一	鹿角市、潟上市、藤里町、東成瀬村	平成十七年四月一日	
市 町 村 の 名 称			
市町村が処理を開始する期日			

四十六 条例別表第四十八の二に定める事務	四	鹿角市、大仙市、五城目町	平成十八年四月一日
	三	能代市	平成十八年三月二十一日
	二	横手市	平成十七年十月一日
	一	秋田市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称			
市町村が処理を開始する期日			
四十五 条例別表第四十八に定める事務			
四	鹿角市、五城目町	平成十八年四月一日	
三	能代市	平成十八年三月二十一日	
二	横手市	平成十七年十月一日	
一	秋田市、藤里町、羽後町	平成十七年四月一日	
市 町 村 の 名 称			
市町村が処理を開始する期日			
四十四 条例別表第四十七に定める事務			
二	潟上市	平成十八年十月一日	
一	秋田市、鹿角市、北秋田市、五城目町、羽後町	平成十八年四月一日	
市 町 村 の 名 称			
市町村が処理を開始する期日			

四十九 条例別表第五十一に定める事務	五	横手市	市町村が処理を開始する期日
	四	大館市、大仙市、五城目町	
	三	能代市	
	二	上小阿仁村	
	一	秋田市、羽後町	
四十八 条例別表第五十に定める事務	四	横手市	市町村が処理を開始する期日
	三	能代市	
	二	上小阿仁村	
	一	秋田市、羽後町	
四十七 条例別表第四十九に定める事務	二	横手市	市町村が処理を開始する期日
	一	秋田市、大館市、大仙市、上小阿仁村、五城目町、羽後町	

五十 条例別表第五十二に定める事務	四	北秋田市、にかほ市、五城目町	市町村が処理を開始する期日
	三	能代市	
	二	横手市、上小阿仁村	
	一	秋田市、大館市、羽後町	
五十一 条例別表第五十三に定める事務	五	潟上市	市町村が処理を開始する期日
	四	鹿角市、北秋田市、にかほ市	
	三	能代市	
	二	横手市	
	一	秋田市、大館市、男鹿市、羽後町	
四十九 条例別表第五十一に定める事務	四	三種町	市町村が処理を開始する期日
	三	横手市、にかほ市	
	二	仙北市	
	一	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	

五十四 条例別表第五十六に定める事務			五十三 条例別表第五十五に定める事務			五十二 条例別表第五十四に定める事務			
二	一	市 町 村 の 名 称	四	三	二	一	市 町 村 の 名 称	六	五
能代市	秋田市、藤里町、羽後町	市町村が処理を開始する期日	にかほ市	横手市、湯沢市	能代市	秋田市	市 町 村 の 名 称	八峰町	能代市
平成十八年三月二十一日	平成十七年四月一日		平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年三月二十一日	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年三月二十七日	平成十八年三月二十一日

五十八 条例別表第六十に定める事務			五十七 条例別表第五十九に定める事務			五十六 条例別表第五十八に定める事務			五十五 条例別表第五十七に定める事務		
二	一	市 町 村 の 名 称	二	一	市 町 村 の 名 称	羽後町	市 町 村 の 名 称	四	三	二	一
横手市、上小阿仁村	秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	市町村が処理を開始する期日	湯上市	鹿角市、羽後町	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	市 町 村 の 名 称	にかほ市	横手市、湯沢市	美郷町	羽後町
平成十七年十月一日	平成十七年四月一日		平成十八年四月一日	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	市町村が処理を開始する期日	市町村が処理を開始する期日	平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十八年十月一日	平成十七年四月一日



市 町 村 の 名 称	六十一 条例別表第六十二に定める事務		六十 条例別表第六十一の二に定める事務	五十九 条例別表第六十一に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
	一 市(秋田市、横手市及び男鹿市を除く。)、 小坂町、八峰町	平成十八年四月一日	四 湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北 秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、五城目 町、美郷町	一 秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟 町、羽後町、東成瀬村	平成十七年四月一日
	二 三種町、羽後町	平成十八年十月一日	三 能代市	二 横手市、上小阿仁村	平成十七年十月一日
		市町村が処理を開始する期日			平成十八年三月二十一日
					平成十八年四月一日
					平成十八年三月二十一日

市 町 村 の 名 称	六十三 条例別表第六十四に定める事務		六十二 条例別表第六十三に定める事務	
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一 市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及 び仙北市を除く。)	一 大仙市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、 五城目町、美郷町	平成十七年四月一日	一 市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北 市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
	二 大館市	平成十七年六月二十日	二 仙北市	平成十七年九月二十日
	三 仙北市	平成十七年九月二十日	三 三種町	平成十八年三月二十日
	四 能代市	平成十八年三月二十一日	四 三種町	平成十八年三月二十日
	五 八峰町	平成十八年三月二十七日	五 能代市	平成十八年三月二十一日
			六 八峰町	平成十八年三月二十七日

二	上小阿仁村	平成十七年十月一日
一	男鹿市、鹿角市	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六十六 条例別表第六十六に定める事務

四	能代市	平成十八年三月二十一日
三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
二	仙北市	平成十七年九月二十日
一	大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六十五 条例別表第六十五第一号に定める事務

二	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市	平成十八年四月一日
一	秋田市	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六十四 条例別表第六十五に定める事務

四	能代市	平成十八年三月二十一日
三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
二	仙北市	平成十七年九月二十日

二	横手市、上小阿仁村	平成十七年十月一日
一	鹿角市、八郎潟町、羽後町	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六十九 条例別表第六十九に定める事務

四	能代市	平成十八年三月二十一日
三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
二	仙北市	平成十七年九月二十日
一	市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六十八 条例別表第六十八に定める事務

三	大仙市	平成十八年四月一日
二	能代市	平成十八年三月二十一日
一	鹿角市	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六十七 条例別表第六十七に定める事務

四	にかほ市	平成十八年十月一日
三	湯沢市、大仙市、仙北市、五城目町	平成十八年四月一日

七十二 条例別表第七十二に定める事務			七十一 条例別表第七十一に定める事務			七十 条例別表第七十に定める事務		
二	一	市 町 村 の 名 称	三	二	一	市 町 村 の 名 称	四	三
横手市、にかほ市	湯沢市、由利本荘市	市町村が処理を開始する期日	にかほ市	湯沢市、由利本荘市、大仙市	鹿角市	市町村が処理を開始する期日	にかほ市	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市、五城目町
平成十七年十月一日	平成十七年四月一日		平成十八年十月一日	平成十八年四月一日	平成十七年四月一日		平成十八年十月一日	平成十八年四月一日

七十八 条例別表第七十九に定める事務			七十七 条例別表第七十八に定める事務			七十六 条例別表第七十六に定める事務			七十五 条例別表第七十三に定める事務			七十四 条例別表七十二の三に定める事務			七十三 条例別表七十二の二に定める事務		
秋田市	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日	羽後町	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日	羽後町	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日	一	市(鹿角市及び由利本荘市を除く。)、羽後町	平成十八年四月一日	二	鹿角市、五城目町	平成十八年十月一日	小坂町	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
平成十七年四月一日			平成十八年十月一日			平成十八年十月一日								平成十八年十月一日			

八十一 条例別表第八十四に定める事務

三	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三	潟上市	平成十八年四月一日
二	上小阿仁村	平成十七年十月一日
一	鹿角市、羽後町	平成十七年四月一日

八十一 条例別表第八十二に定める事務

三	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三	潟上市	平成十八年四月一日
二	上小阿仁村	平成十七年十月一日
一	鹿角市、羽後町	平成十七年四月一日

八十 条例別表第八十一に定める事務

二	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
二	羽後町	平成十八年十月一日
一	鹿角市、小坂町	平成十八年四月一日

七十九 条例別表第八十に定める事務

二	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
二	羽後町	平成十八年十月一日
一	鹿角市、小坂町	平成十八年四月一日

一	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一	市町村(秋田市、能代市、横手市、大館市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日

二 条例別表第八十五第二号に定める事務

六	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
六	八峰町	平成十八年三月二十七日
五	能代市	平成十八年三月二十一日
四	三種町	平成十八年三月二十日
三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
二	仙北市	平成十七年九月二十日
一	市町村(能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日

第二 市町村が処理することとする経由事務の範囲等  
一 条例別表第八十五第一号に定める事務

三	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
三	潟上市	平成十八年四月一日
二	上小阿仁村	平成十七年十月一日
一	鹿角市、羽後町	平成十七年四月一日

五 条例別表第八十五第五号に定める事務

六	八峰町	平成十八年三月二十七日
五	能代市	平成十八年三月二十一日
四	三種町	平成十八年三月二十日
三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
二	仙北市	平成十七年九月二十日
一	市町村(秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)	平成十七年四月一日
	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

四 条例別表第八十五第四号に定める事務

大館市	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

三 条例別表第八十五第三号に定める事務

六	八峰町	平成十八年三月二十七日
五	能代市	平成十八年三月二十一日
四	三種町	平成十八年三月二十日
三	横手市、にかほ市	平成十七年十月一日
二	仙北市	平成十七年九月二十日

十 条例別表第八十五第十号に定める事務

秋田市	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

九 条例別表第八十五第九号に定める事務

秋田市	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

八 条例別表第八十五第八号に定める事務

秋田市	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

七 条例別表第八十五第七号に定める事務

秋田市	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

六 条例別表第八十五第六号に定める事務

秋田市	平成十七年四月一日
市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日

秋田市		市 町 村 の 名 称		平成十七年四月一日
十六 条例別表第八十五第十六号に定める事務				
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	
十五 条例別表第八十五第十五号に定める事務				
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	
十四 条例別表第八十五第十四号に定める事務				
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	
十三 条例別表第八十五第十三号に定める事務				
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	
十二 条例別表第八十五第十二号に定める事務				
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	
十一 条例別表第八十五第十一号に定める事務				
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日	

市 町 村 の 名 称		市町村が処理を開始する期日	
二十二 条例別表第八十五第二十二号に定める事務			
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日
二十一 条例別表第八十五第二十一号に定める事務			
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日
二十 条例別表第八十五第二十号に定める事務			
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日
十九 条例別表第八十五第十九号に定める事務			
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日
十八 条例別表第八十五第十八号に定める事務			
秋田市	市 町 村 の 名 称	平成十七年四月一日	市町村が処理を開始する期日
十七 条例別表第八十五第十七号に定める事務			

二十六 条例別表第八十五第二十六号に定める事務		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一	市町村(秋田市、能代市、横手市、鹿角市、大仙市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)		平成十七年四月一日
二	仙北市		平成十七年九月二十日
三	横手市、にかほ市		平成十七年十月一日
四	三種町		平成十八年三月二十日
二十五 条例別表第八十五第二十五号に定める事務		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
秋田市			平成十七年四月一日
二十四 条例別表第八十五第二十四号に定める事務		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
秋田市			平成十七年四月一日
二十三 条例別表第八十五第二十三号に定める事務		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
秋田市			平成十七年四月一日

二十八 条例別表第八十五第二十八号に定める事務		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
六	八峰町		平成十八年三月二十七日
五	能代市		平成十八年三月二十一日
四	三種町		平成十八年三月二十日
三	横手市、にかほ市		平成十七年十月一日
二	仙北市		平成十七年九月二十日
一	市町村(秋田市、能代市、横手市、大館市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)		平成十七年八月一日
二十七 条例別表第八十五第二十七号に定める事務		市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
五	八峰町		平成十八年三月二十七日

秋田県告示第三百三十七号  
 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(平成十八年秋田県告示第三百三十号)は、廃止し、平成十八年四月一日から施行する。  
 平成十八年三月三十一日

秋田県告示第三百三十八号

秋田県知事 寺 田 典 城

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十八年秋田県告示第  
三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。  
平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一第六十四号の表に次の一項を加える。

三	にかほ市	平成十八年十月一日
---	------	-----------

第一第六十五号の表三の項中「、にかほ市」を削る。  
第一第六十七号の表に次の一項を加える。

四	にかほ市	平成十八年十月一日
---	------	-----------

第二第二十六号の表三の項中「、にかほ市」を削る。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田県松原印刷株式会社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話 082-8766000  
FAX 082-8766000  
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

